

経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜改正前＞

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注) 理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

＜改正後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(審議事項)

- ・ 定款の変更
- ・ 理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※小規模法人について評議員定数の経過措置

- (決議事項)
- ・ 定款の変更
 - ・ 理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・ 理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利用関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後	
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表
事業報告書	○	—	○	—
財産目録	○	—	○	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)
定款	—	—	○	○
役員報酬基準	—	—	○	○
事業計画書	—	—	○	—

	公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	
	○	—	—
	○	—	—
	○	○	○ (通知で措置済)
	○	○	○ (通知で措置済)
	○	—	—
	○	—	○
	○	—	○
	○	—	○
	○	○	—
	○	○	—
	○	—	—

(※) 現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 再投下可能な財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

公益事業

収支差

II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

① 社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

② 「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③ 公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

		28年度			29年度	
		7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7月～
関係法令 改正等	○定款例(案)等事務連絡発出【済】		○関係政令公布 ○関係省令公布 ○関係通知発出		●施行	
	評議員会 関係	○定款変更案の検討 ○評議員候補者の検討 ○評議員選任・解任委員候補者の検討	○定款変更(新評議員の選任方法等)の手続	○評議員選任・解任委員会の設置 ○新評議員の選任	●旧評議員任期満了 新評議員の任期開始 ○新評議員による定時評議員会の開催(決算、新役員等)	
理事会 関係					○旧役員による理事会の開催(決算、新役員等)	●旧役員任期満了 新役員任期開始 ○新役員による理事会の開催(理事長の選定等)
	法人					
会計監査 人関係	社会福祉法人会計監査円滑実施協議会	対象法人の基準の決定	○会計監査人候補者の選定 ⇒ 予備調査の実施	○予備調査の結果に基づく法人による改善	○定時評議員会による会計監査人の選任	○会計監査契約締結 ○会計監査開始
社会福祉 充実計画 関係 ※残額のある法人のみ	検討会等による検討			<決算見込み> ○社会福祉充実残額の試算 ↓(残額がある場合のみ) ○社会福祉充実計画(案)の検討・作成	○公認会計士・税理士による確認 ※地域公益事業を位置付ける場合には、地域協議会等の意見聴取	○定時評議員会による承認 ○所轄庁への承認申請
所轄庁		○全国担当者説明会の開催(7/8) ○ブロック別担当者会議の開催	○定款変更認可			○充実計画承認

